

議案第19号

三朝町特別会計設置条例及び三朝町減債基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例及び三朝町減債基金条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例及び三朝町減債基金条例の一部を改正する条例

(三朝町特別会計設置条例の一部改正)

第1条 三朝町特別会計設置条例(昭和39年三朝町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="116 778 1079 1037"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>三朝町介護保険事業特別会計</td><td>介護保険事業</td></tr><tr><td>三朝町後期高齢者医療事業特別会計</td><td>後期高齢者医療事業</td></tr><tr><td>三朝町会計事務集中管理特別会計</td><td>会計事務集中管理事業</td></tr></table> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次表左欄に掲げる特別会計ごとに、中欄に掲げる収入をもって歳入とし、右欄に掲げる支出をもって歳出とする。</p> <p>略</p>	略		三朝町介護保険事業特別会計	介護保険事業	三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業	三朝町会計事務集中管理特別会計	会計事務集中管理事業	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 778 2123 890"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>三朝町介護保険事業特別会計</td><td>介護保険事業</td></tr></table> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次表左欄に掲げる特別会計ごとに、中欄に掲げる収入をもって歳入とし、右欄に掲げる支出をもって歳出とする。</p> <p>略</p>	略		三朝町介護保険事業特別会計	介護保険事業
略													
三朝町介護保険事業特別会計	介護保険事業												
三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業												
三朝町会計事務集中管理特別会計	会計事務集中管理事業												
略													
三朝町介護保険事業特別会計	介護保険事業												

三朝町介護保険事業特別会計	介護保険料、国県支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、一般会計繰入金、借入金及びその他の諸収入金	介護保険の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金	三朝町介護保険事業特別会計	介護保険料、国県支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、一般会計繰入金、借入金及びその他の諸収入金	介護保険の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金
三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金その他の諸収入	後期高齢者医療の事業費その他の諸支出金			
三朝町会計事務集中管理特別会計	一般会計、特別会計及び企業会計からの繰入金、給与等振替収入、減債基金からの繰入金、町債並びに附属諸収入	一般職の職員及び特別職の職員の給料及び各種手当並びに共済費、町債の償還金及び利子、減債基金への積立金その他の諸支出金			

(三朝町減債基金条例の一部改正)

第2条 三朝町減債基金条例(昭和58年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第 3 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算及び<u>会計事務集中管理特別会計歳入歳出予算</u>に定める額とする。</p> <p>(処分)</p>	<p>(積立て)</p> <p>第 3 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>(処分)</p>

第 7 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

(1)～(4) 略

(5) 満期において元金を一括して償還する方法により発行した町債の償還の財源に充てるとき。

第 7 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

(1)～(4) 略

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。